修学貸付の「据置期間」終了に係る申出書

修学貸付の据置期間（修学中）の途中で、元金の償還開始を希望する場合、
償還開始希望月の前々月末日までに提出してください。
（例：7 月分から償還開始を希望するときは、5 月末までに提出）
【注】償還開始後は、再び償還を据え置くことができません。

償還予定表、個別償還明細表等を見て記入してください。

修学貸付の「据置期間」終了に係る申出書

組合員等 記号	組合員等 番号（右詰め）	組合員氏名
6 0 0	1 2 3 4	共 済 太 郎

貸付番号（右詰め）	貸付金額	貸付対象者氏名	償還開始希望月
2 0 × × 0 0 0 × × △	120 万円	共 済 次 郎	令和 ○ 年 7 月
2 0 × × × 0 0 × × □	240 万円	共 済 一 郎	令和 ○ 年 7 月
	万円		令和 年 月
			令和 年 月
			令和 年 月

借増により 180 万円以上の償還額がある場合には、
当組合のホームページの償還表にて確認してください。

償還開始は、申出の翌々月からとなります。

修学貸付に係る貸付金償還の据え置き

岐阜県市町村職員共済組合理事長

令和 ○ 年 5 月 ○ 日

組合員氏名 共 済 太 郎

上記の記載事項に誤りがないことを確認しました。

令和 ○ 年 5 月 ○ 日

所属所長 △ △ 市長 ○ ○ ○ ○

※申出書は、貸付金の「償還開始を希望する月」の前々月末までに提出してください。